

令和2年第3回加西市教育委員会会議録

- 1 開会日時 令和2年3月27日(金) 14時00分
- 2 閉会日時 同日 15時08分
- 3 開催場所 加西市役所 1階多目的ホール
- 4 出席者 教育長職務代理者 沼澤 郁 美
委 員 楠 田 初 美
委 員 中 川 和 之
委 員 深 田 英 世

5 上記出席者及び傍聴人を除き、会議に出席した者の氏名

教育部長	本 玉 義 人
教育総務課長	今 西 利 夫
学校教育課長	安 富 重 則
こども未来課長	伊 藤 勝
生涯学習課長	森 幸 三
図書館長	菅 野 広 美
総合教育センター所長	常 峰 修 一
教育総務課主幹	井 上 英 文
生涯学習課主幹	永 井 信 弘
こども未来課主幹	周 夕 美
教育総務課長補佐兼総務係長	松 田 ちあき

兼松教育長が欠席につき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定に基づき、沼澤教育委員が職務代理者として、会議の進行を行った。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に定める定足数に達していることを確認し、議事に移る。

6 付議事項

議案第5号 社会教育推進員の委嘱について

議案第6号 加西市指定有形文化財の指定について

議案第7号 加西市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員の人事異動

内示について

議案第 8 号 加西市教育職員の勤務時間に関する規則の制定について

議案第 9 号 学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について（小中特別支援学校分）

議案第 10 号 学校医等の委嘱について

議案第 11 号 加西市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について

議案第 12 号 加西市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について

議案第 13 号 加西市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について

7 議題となった動議を提出した者の氏名

教育長職務代理者より、議案第 7 号については、人事案件であるため、加西市教育委員会会議規則第 15 条第 1 項ただし書きの規定に基づき、非公開とすることを諮り、出席者（4 名）の全会一致で承認を得る。

会議の進行上、先に他の付議事項から日程第 8 の「その他」までを終了した後、休憩をはさみ、非公開で審議する。

8 質問及び討議の内容

議案第 5 号 社会教育推進員の委嘱について

生涯学習課長より説明する。社会教育推進員設置要綱第 3 条及び第 4 条の規定により、社会教育推進員に次の者を委嘱したいので、委員会の議決を求める。

議案書のとおり社会教育推進員設置要綱に従い、各町区長の推薦により 1 名～2 名の社会教育推進員を選出する。総数で 172 名。任期は令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの 1 年間である。

議案第 6 号 加西市指定有形文化財の指定について

生涯学習課主幹より説明する。文化財保護に関する条例第 3 条第 1 項の規定により、諮問を行った次の文化財については、加西市文化財審議委員会からの答申に基づき市指定文化財に指定したいので、委員会の議決を求める。文化財の名称は、常吉町所在の浮彫阿弥陀如来坐像 1 基と八王子神社本殿 1 棟である。

答申文書と文化財の詳細な説明については別紙に記載。常吉町の浮彫阿弥陀如来坐像については、鎌倉時代中期頃のもので、既に指定されている倉谷石仏と同様非常に古いものと考えられる。顔の部分に削り取られた痕跡があるものの、全体から見ると

保存状態・保管状況ともに非常に良好であり、加西市にとって非常に重要であるため、市指定文化財の指定が適正と答申を受けた。

八王子神社の本殿については、記録では元禄期につくられたとされている。大工の棟梁は加西の大工町の神田氏である。加西市内でいくつか作例があるが、さきに指定された酒見寺等も神田氏の手によるものである。こういう地元の宮大工、神田氏の存在があり、雄大かつ特徴的な本殿をつくり上げているので、これも加西市に非常に重要な建築物であると答申されている。

教育委員からの質問および生涯学習課主幹の回答

・先日、浮彫阿弥陀如来坐像を見学にいったが、場所がわかりにくい。大事なものであれば、何かちょっと立て札を立てるなどしたらいいと思う。粗末にされているのではないか。

(回答) これについてはいろいろ課題がある。市指定有形文化財の指定について議決いただければ、公開しなければならぬので看板をつくるよう考えている。ただ、現状においては個人の所有物であり、仏像の類は盗難に遭う危険性が考えられるため、あえて公表はしていない。指定文化財ということになれば、公開が原則なので、看板等設置を考えたい。

・何か書物などはあるのか。

(回答) 加西市史の「加西の石仏」という書籍の中に載せている。その中で古いものから順に市指定を行っている。

・浮彫阿弥陀如来坐像は、壊れた窓からちらっとしか見ることができなかった。

(回答) 見学するということになると、区長に連絡をし、開けてもらうことになる。古法華石仏も、管理人に連絡して開けていただく方法をとっている。ちょっと手間はかかるかと思うが、ご了承いただきたい。

・八王子神社の本殿に関して、建築物が非常に貴重なものであること、時代背景が読み取れるということだったが、最後に「本殿の内陣の測量は未調査、未実施」とある。これは特に建物の価値と関係ないと考えてよいのか。

(回答) 本殿を開けて、内陣の外側は見せていただけたが、奥はご神体を祀っているので、宮司には見せていただけなかった。今後、内陣の外側の未調査部分については調査をさせていただくことでほぼ了解を得ている。

教育委員からは、大切なものが加西市にはたくさんあると感激したので、皆が見ら

れるように大切にし、何かつくっていったらいいとの要望があった。

議案第8号 加西市教育職員の勤務時間に関する規則の制定について

学校教育課長より説明する。加西市教育職員の勤務時間に関する規則の制定について、別紙のとおり制定したいので、委員会の議決を求めるものである。

規則制定の経緯としては、昨年度と本年度の加西市総合教育会議でも議論された学校における教職員の働き方改革、とりわけ教職員の勤務時間に関するものを国、県の法的措置を踏まえて、加西市においても規則として制定しようとするものである。

令和元年12月4日に公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律、いわゆる給特法を改正する法律が可決された。改正のポイントの一つが、業務量の適切な管理等に関する指針の策定であり、これをもとに国の法、並びに兵庫県教育委員会において規則の制定がなされた。そこで、加西市においても、教育職員の勤務時間に関する規則を制定するというものである。

教育委員からの質問および学校教育課長の回答

・確認であるが、国、県での規則制定に準拠して、市でもつくられると理解してよいのか。

(回答) 勤務時間の上限のガイドラインも県に準じている。

・確認であるが、第3条第1項で「1箇月について45時間、1年について360時間」。それを超えた場合が、第2項の「1箇月につき100時間と当該年度において720時間」だが、同項では「教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間」とある。これは、いわゆる平日の勤務外労働として考え、第2項は勤務時間外となっているので、ここは一般と同じく休日も含めた時間数の総時間数であると理解してよいのか。

(回答) そのとおり。持ち帰りの業務を含めたものである。

・この書き方で、例えば教職員の方々がここは休日外、休日内だというしっかりとした線引きが、きちんと説明がなされるのか。

(回答) 国、県の規則に基づいて書いてあるが、来年度以降、どのような超過勤務をしているのか実際把握できるような表が、国や県からも調査として出る。そのあたりから上限の時間をきちんと定めた見やすい記録表等をつくり管理していくことを考えている。

・第3項の2行目のところに「福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める」と書いているが、これに関しては何項目ぐらいあるのか。例えばそのうちの1つはどのようなことを書かれているのか。

(回答) これも規則が制定されたら、国の指針や県の規則、校長会の意見を踏まえて、内容について精査しようと思っている。メンタルヘルスケアや教職員の健康保持増進、心の面も今後別の規則にあるので、そのあたりを列挙しながらと考えている。

・「別に定める」とあるが、今のところはまだできていないと理解してよろしいのか。一般ではこれは特別条項と言うが、特別条項の場合は1から10番までの具体的な例が国では指針で書かれている。恐らくそういうものを参考にして書くと思うが、この規則で挙げられているのなら、別に定める別紙内容があるのが理想ではないか。

(回答) そのとおりである。国の指針を踏まえると医師による面接指導や健康診断を実施するなどがあるので、委員の言われたことを踏まえて今後、定めたい。

教育委員からは、時間の管理等は正確に把握し、適正な記録をしつつ客観的なものにしてほしいという要望があった。

・実際、条件を満たしていない先生は大体何%くらいいるのか。

(回答) 今年度は国、県から調査がなかったので、こちらで把握した数値はない。来年度以降、時間数というよりは業務内容を含めどのような業務が先生にとって超過勤務となっているのか調査し実体把握をしていく。

・それを踏まえ、来年度以降どうやって対策するかを検討することになるのか。

(回答) そのとおりである。

・ざっとでいいが、昨年度と本年度では少しでも時間外勤務は改善されているのか。

(回答) 教職員の意識がかなり変わってきている。例えば県から業務改善の推進を求められる中で、定時退勤日を確実に実施する学校がふえていることや、中学校ではノー部活デーが増えほぼ完全実施がされていることが挙げられる。そういった面からも日々の業務も含めて短くなっているし、教頭の残業時間もかなり意識が進んでいる状況なので、今後も努めてまいりたい。

教育委員からは、意識づけが一番大事なので引き続きそういう先生がおられるなら講座を開いたほうがよいとの意見があった。

議案第 9 号 学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について(小中特別支援学校分)

学校教育課長より説明する。学校保健安全法第 23 条の規定により、加西市立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師に次の者を委嘱したいので、委員会の議決を求めるものである。令和 2 年度の各学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師については、それぞれ加西市医師会、歯科医師会、薬剤師会からの推薦を受け、記載のとおり委嘱したい。

議案第 10 号 学校医等の委嘱について

こども未来課長より説明する。学校保健安全法第 23 条の規定により、加西市立認定こども園の学校医等に次の者を委嘱したいので、委員会の議決を求める。

加西市の認定こども園についても、学校保健法の規定を準用しそれぞれ園医、歯科医、薬剤師の配置をしている。任期は今年 4 月 1 日から 3 月 31 日。5 園のこども園にそれぞれの園医を委嘱するものである。

議案第 11 号 加西市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について

こども未来課長より説明する。加西市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を別紙のとおり制定したいので、委員会の議決を求める。

変更する加西市教育委員会公印については、表中の「加西市立賀茂幼稚園印」から「加西市立賀茂保育所長之印」まで計 23 の印がある。泉よつばこども園の統合により、幼稚園の印、幼稚園長の印、幼児園の印、幼児園長の印、保育所あるいは保育園の印の計 23 のそれぞれの公印を廃して、「加西市立泉よつばこども園印」、「加西市立泉よつばこども園長之印」、「加西市立賀茂幼児園印」、「加西市立賀茂幼児園長之印」と 4 つに改めるものである。

議案第 12 号 加西市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について

教育総務課長より説明する。先ほどのこども未来課からの議案と同一の訓令についての別条項の改正となる。今回の改正は、現行訓令の第 9 条を第 10 条に繰り下げ、新たに第 9 条に「電子計算機による公印」という条項を加えるものである。内容としては、教育委員会からの発出文書について、一度に多数の文書に公印を押印する場合には、事務の効率化を図る上で電子印影の利用を可能とする。

具体的には、例えば給食会計の公会計化を進める上で、納入通知書、納付書、領収

書等大量に発行しなければならない帳票類が発生することが見込まれる。また、市長部局において4月の人事異動に関する通知書から電子印影を使用するので、教育委員会においても、同様に電子印影を使用してもらいたいと市長部局の人事担当から申し出があった。そこで、対応できるように規定を整備する。

議案第13号 加西市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について

追加議案として「議案第13号加西市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について」が提出されているので議題とする。

教育総務課長より説明する。今回の改正は4月1日付の人事異動により、教育委員会で所管している情報教育関連事務を市長部局の情報政策課に移管することとなったため、規則を改正し、教育委員会の権限に属する事務を市長部局において、補助執行という形態での事務執行を可能にするものである。

9 議決事項

議案第5号 社会教育推進員の委嘱について

原案通り可決

議案第6号 加西市指定有形文化財の指定について

原案通り可決

議案第8号 加西市教育職員の勤務時間に関する規則の制定について

原案通り可決

議案第9号 学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について（小中特別支援学校分）

原案通り可決

議案第10号 学校医等の委嘱について

原案通り可決

議案第 11 号 加西市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について

原案通り可決

議案第 12 号 加西市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について

原案通り可決

議案第 13 号 加西市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について

原案通り可決

10 報告事項

教育部長

2月28日開催の臨時教育委員会で学校の臨時休業等の報告をした。その後の各施設等の対応について報告する。

小中特別支援学校については、3月15日までの臨時休業を3月24日まで延長。ただし、臨時休業中に2日、登校日を設けた。春季休業中の部活動は平日2日、土日1日合計3日の休息日を設けた。生徒のストレス解消や運動不足解消を目的として実施。例年では4月8日が始業式、入学式だが、授業時数の確保という点から、1日早めての学校再開に向け準備を進めている。

日程は以下のとおり

- ・ 3月17日 全校登校日
- ・ 3月18日 中学校卒業式
- ・ 3月23日 小学校卒業式
- ・ 3月24日 中3と小6を除く在校生の登校日
- ・ 3月25日 春季休業開始
- ・ 4月7日 始業式
- ・ 4月8日 入学式

幼保園については、18日に卒園式、泉よつばこども園に係る園は同時に閉園式も行った。幼保園また学童保育については通常通りの開園となっている。

公共施設等の利用制限について報告する。公民館、オークタウンについては3月31

日まで新規予約受付を停止。子供の利用も制限している。学校の施設開放、体育館、運動場等の開放も同様。玉丘史跡公園は、子供の利用制限をしていないが、花見等での宴会は禁止。図書館については、隣接する町で感染者が発生したため、3月6日からは貸し出しと返却のみとしている。現状も続いているが、昨日の対策本部会議により、4月1日からは屋外施設の利用貸し出しを市民に限定して再開、図書館の年齢制限も解除で決定している。

今後もコロナウイルスの感染の状況を注視しながらではあるが、徐々に施設等も開いていく方向で本部会議等でも検討をしている状況である。

教育委員からの質問および教育部長の回答

・本当に国が大変な状況で、先生方も大変な思いをされて、また教育委員会の皆さんもどういうふうにすべきかいろいろ議論してくださったことに本当に感謝を申し上げたい。ただ、一番気になるのは子供たちの教材の積み残しである。そのあたりを4月以降どのようにするのか。始業日を1日繰り上げるのは当然了解の上だが、それだけでは足りないという状況で、4月からどのように工夫されるのか。もしある程度方針があれば教えていただきたい。

(教育部長にかわり学校教育課長が回答) 教材の未指導部分がある分について各学校において3月26日期限で調査をしている。集計はまだであるが、各学校でどの内容が未指導のままであるか、学年ごとに把握してもらっている。特に複数学級ある学級で進度のずれがある場合、未指導部分は基本的に学年初めに指導するようにと市教育委員会では指示を出し、その整備をしてもらっている。

気になるのは、卒業学年の小6と中3である。中3は、受験までに学習内容を終わらせているので、3月2日現在で全ての内容が終わっており未指導の部分はない。小6もほぼない状況。ほぼというのは、新たに学ぶ教材は全て終わっていて、最後のほかの教科と総合的に学ぶ学習のところが未指導のままということ。2日間の登校日をつかったり、また復習的な内容であるため、春休み中や臨時休業中の課題においてフォローができるので、中学校への先送りはせずにいけると確認済み。

小6中3以外の学年は、おおむね新学期1週間ぐらいをめぐりに前学年のものは全て終えるよう指示を出している。状況も踏まえて今後授業時数や、未指導分の時数をどう捻出していくか考えていきたい。

教育委員からは、日々刻々と状況が変わってきて、対応に本当に苦慮されているのはよく理解しているとの感謝があり、まだまだ関東の様子を見ているとこのように計画されていることが、どう変わるかと思うので、臨機応変な対応をお願いしたいとの意見が出た。

教育総務課長

総務課から加西市教育委員会教育長職務代理者の事務の委任等に関する規定の制定、及び加西市教育振興基本計画審議会設置要綱の制定についての2点を報告する。

まず、加西市教育委員会教育長職務代理者の事務の委任等に関する規定については、現在、沼澤教育委員に教育長職務代理者として議会への出席、定例教育委員会の議長として会議運営を指導いただいている。

これは教育長に事故がある場合等に、事務に支障を来すことがないように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項で「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときはあらかじめその指名する委員がその職務を行う」との規定による。

職務代理者たる委員は法律上、教育長の権限に属する一切の職務を行うことになっているが、教育長は常勤職であるが、教育委員は非常勤であることから、具体的な事務の執行等、職務代理者が自ら事務局を指揮監督して事務執行を行うことは、事実上非常に困難になる。こういった場合に、同法第25条第4項に基づき、その職務を教育委員会事務局職員に委任することが可能とされていて、今回、加西市教育委員会教育長職務代理者の事務の委任等に関する規定を制定し、教育長の権限に属する事務の執行、すなわち職務代理者が執行すべき事務を、事務局の職員に委任し、臨時に代理できるようにし、事務の執行が滞らないような体制を整えるために制定したものである。

次に、加西市第2次教育振興基本計画は、平成27年度に平成28年度から令和2年度までの5カ年間の加西市における教育振興のための施策に関する基本的な計画として策定された。令和2年度中に、令和3年度からの新たな第3次教育振興基本計画を策定するため、加西市教育振興基本計画審議会を設置する必要がある、今回この審議会の設置要綱を定めるものである。

内容として、審議会の組織は学識経験者、学校関係者、社会教育関係者、地域関係者、市民及びその他教育委員会が特に必要と認める者の12人以内。令和2年4月1日施行。基本計画の策定ができれば効力を失う、時限立法的な形式。7月中には委員の委嘱を行い、8月から会議を開催し草案をつくり上げ、年末ごろにはパブリックコメントの募集、年が明けて1月に教育委員会で議決となるよう進めていく予定。

学校教育課長

令和2年度オープンスクール等の学校行事及び教育委員の計画訪問について報告と依頼をする。

2月の定例教育委員会で要望のあった令和2年度のオープンスクール等の予定を含め参加しやすい行事の一覧を示した。訪問可能な折には、ぜひ子供たちの学習の様子

と教員の指導の様子をご覧いただき、助言いただければ幸いです。

教育委員の令和2年度の計画訪問は別紙参照。3月27日現在で調整している一覧である。申しわけないのだが、一番注目を浴びる泉よつばこども園を含む4園の訪問について、6月18日はほかの行事が入ってしまい未確定である。今のところ7回で教育委員の訪問を予定している。できるだけ早めに予定を把握したいという申し出があったが、特によつばこども園はまだ開園していないため、学校園は4月1日以降の令和2年度体制になって正式に校長園長等から承諾を得ながらとなるので、提示した日程で進めるよう考えているが、変更があることもご理解たまわりたい。

教育委員からの質問および学校教育課長の回答

・変更の場合は知らせてもらえるのか。

(回答) 提示したいと思うが、こちらに情報が入って来ないこともある。そうならないようにしたいと思う。

生涯学習課主幹

「加西市文化財保存活用地域計画の作成完了について」という概要をまとめた説明書と作成した地域計画を手元に配付した。

作成に至る経緯は、平成29年度に加西市歴史文化基本構想を策定したあと、平成30年度には文化財保護法が改正され、法的に計画をつくるよう改正された。それを受け平成30年度には予備調査をし、今年度に計画を作成した。

この地域計画の策定については、文化財有識者をはじめ、ふるさと創造会議、文化財保存会、観光部局、行政の担当も含めて協議会をつくり、いろいろ意見を伺いながら作成した。

作成した計画は、来年度に文化庁に認定申請を行う予定。認定されるといろいろと優遇措置が得られる。メリットとしては、国の補助金の優遇措置があること、地域と連携して作成したので、今後も文化財保存に地域の協力が得られると考えられる。

教育委員からの質問および生涯学習課主幹の回答

・立派なものができ、驚いて感激している。この貴重な資料を市民の皆様はどうやって見ていただくお考えであるのか。

(回答) 見ていただけるように平成29年度作成の歴史文化基本構想とともにホームページにアップを予定しており、周知を図る。今回配付の概要版のようなパンフレットをつくり、市民の方に配布することも検討したい。

教育委員からは、これを見ると加西市にはすごい伝統が詰まっていることが本当によくわかり、地域の誇りを感じるものなので、市民の皆さんに見ていただけるようにしてほしいとの要望があった。

図書館長

特別整理期間の蔵書点検作業結果について報告する。

加西市立図書館は2月22日から29日まで特別整理期間を設けて蔵書点検を行った。その結果、一般書、郷土資料、児童書、絵本、紙芝居、CD、DVD、雑誌等全蔵書数のうち、除籍数が3,881件。点検不明回数3回除籍分で88点除籍し、合計で3,969点除籍した。蔵書冊数が合計24万3,737点を確認した。

書庫の冊数は15万802点、4階奥の閉架書庫の閉架冊数が9万2,953点で、合計24万3,737点だった。点検不明回数3回除籍分の88点については、平成29年度、平成30年度、今年度の点検で3年不明を確認したため除籍とした。

教育委員からの質問および図書館長の回答

・昨年も同じものを見て質問したと思うが、この比較表はどういう意味で出されたのか。

(回答) 8日間の特別整理期間の休館中に蔵書点検を行い、蔵書冊数の確認をした報告と、保存年数が過ぎたりして除籍した冊数と、一冊一冊点検したが不明本が出て除籍したという報告である。表は昨年と同じ様式になるが、蔵書点検をしたことの報告をしている。

・図書館長はこれを見てどのように考えているのか。

(回答) 蔵書点検をして、利用する人のために蔵書を番号順に並べて把握していることは大事なことである。昨年、委員からこんなに不明資料があるのはどうかとご意見をいただいた。館内に防犯カメラを8カ所つけていること、また、図書館職員も3階4階キッズコーナーに常時複数配置している。しかし、防犯カメラでは死角となる場所があること、職員も業務があり常に監視はできないこともあるので不明本が出ていると考えられる。

・不明本は返却されない本ではなく、どこに行ったかわからない本と言われたが、こんなにたくさん不明本が出るものなのか。

(回答) こちらは利用者を信用して利用してもらっている状況である。年1回の総点検をした結果である。

・昨年度の回答で、不明本とは貸し出しも返却もしていない本で不明となったものとあるが、どのように本が不明になってしまうのか。

(回答) 貸し出し後に未返却本は把握していて、返却するよう電話やはがきで何回も督促している。推測であるが、職員の目の届かない、気づかないところで発生しているように思う。

・人のすることには限度があるが、不明本をもっと少なくしようとか、どのように考えているのか。

(回答) 防犯カメラも配備しているし、日頃の業務の中で図書館スタッフも気を配っている。

・ほかの市ではバーコードをつけるなどもっと電子化していると言っていた。加西市ではそこまで経費がなかなか出ないと言っていたが、それは上をお願いしての返答なのか。

(回答) 入口にセンサーを設置し、今ある蔵書一冊一冊にタグをつけるとなると膨大な予算と時間がかかる。令和2年度は、空調設備の改修工事の予算を上げたため、今後予算が上げられるか等を検討したい。

・高額な本も開架式にされているのか。

(回答) 閉架書庫にも、郷土資料コーナーなどの所にも置いたりしている。

教育委員からは以下の意見があった。本は加西市の財産であるし、高額な本もあるのでもう少し丁寧に考えてほしい。閉架式の大きな図書館もあるように、大事なものや高額なものは閉架式にしたほうがいいのではないか。一冊ごとにセンサーをつけて管理するなども検討し、来年度いい返事を聞かせてもらいたい。

総合教育センター所長

令和元年度加西市総合教育センター年報(第9号)について報告する。

令和元年度の総合教育センターの取り組みと今後の課題等を記した年報(第9号)が完成したので本日配布する。事業等の中間報告についてはこれまでの定例教育委員会において報告させていただくとともに、貴重なご意見を伺ってきた。再度見ていただき、ご意見もしくはご感想等をお寄せいただきたいと思います。

なお、この年報については県下、市町教育委員会、青少年センター、教育研修所及び関係機関等 138 カ所に届けている。今後とも関係機関と情報交換も行い、来年度のセンターの運営に生かしていきたい。

1 1 協議事項

なし

1 2 教育委員の提案

なし

1 3 今後の予定について

- ・第 4 回定例教育委員会 4月 22 日（水）16:00～1F 多目的ホール
- ・第 5 回定例教育委員会 5月 19 日（火）14:00～1F 多目的ホール

1 4 その他

教育委員からは、3月 18 日の中学校卒業式へ保護者として参加し、以下の感想を述べた。校長先生を初めマスク着用で、席も 1メートル離してとしっかりコロナ対策ができていた。来賓も在校生もない寂しい卒業式かと思っていたが、みんな涙なしの笑顔で卒業されたのが印象に残ったし、心に残る卒業式だった。これも教育委員会を初め、校長先生や皆さんのご協力で最高の卒業式だったと感謝している。

今日の新聞に市の人事異動が出ていた。退職や異動される方へは新しい生活が始まるが、これからもご健勝にて新たに活躍してほしいし、引き続き教育委員会に残られる方へは今までどおりよろしくお願ひしたいとの意見もあった。

1 5 付議事項（非公開）

議案第 7 号 加西市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員の人事異動
内示について

1 6 議決事項

議案第 7 号 加西市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員の人事異動
内示について

原案通り可決

この会議録は、事務局員が作成したものであるが、真正であることを認め、ここに署名する。

令和2年3月27日

出席者

(出席者署名)